

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第二号

昭和十七年七月鳥取縣令第五十六号岩美、西伯地方事務所長タル地方事務官委任事項の一部を次のように改正する。

昭和二十六年一月三十日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

鳥取市ニ係ル左記事項及米子市ニ係ル左記事項の末尾に左の七号を加える。

- 一、農業共済組合ノ定款變更認可ニ関スルコト
- 一、農業共済組合ノ業務又ハ財産ノ状況ニ関シ報告ヲ徴スルコト
- 一、農業共済組合ノ業務又ハ会計状況ノ検査ニ関スルコト
- 一、農業共済組合ノ業務又ハ会計ノ違法ニ基ク措置ニ

昭和二十六年一月三十日
火曜日
第二千七百七十九号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

関スルコト

- 一、農業共済組合共済掛金ノ強制徴收認可ニ関スルコト
- 一、農業共済組合ノ事業報告書財産目錄貸借対照表等ニ関スルコト
- 一、農業共済組合ノ理事、監事、清算人ノ異動ニ関スルコト

附則

この規則は公布の日から施行し昭和二十五年十二月二十五日から適用する。

◇鳥取縣規則第三号

昭和二十四年六月鳥取縣規則第四十八号農業協同組合法施行規則の一部を次のように改正する。

昭和二十六年一月三十日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

農業協同組合法施行規則中改正規則

第二條を次のように改める。

第二條 法令又はこの規則に基いて組合が提出する書類は郡の区域に満たない区域を地区とする農業協同組合にあつては地方事務所長を経由し、その他の組合にあつては直接知事に提出しなければならぬ。

2 前項の規定により知事に提出する書類はそれ／＼二通宛とする。但し地方事務所長を経由して提出する書類のうち、第四條(役員選任、辞任の報告)第五條(参事及び会計主任選任及び解任の報告)第八條(総会開催の報告)第九條(総会終了の報告)第十二條(組合員請求の報告)及び第十四條(組合員の請求)の規定に基くものについては各一通とする。

3 知事は提出書類の書式例を定めることができる。
第三條中「書類を添えて」の下に「別記様式第一号」を加え第五号を次のように改める。
五、役員住所氏名並びにその資格、略歴及び昭和二

十三年勅令第一号(公職に関する就職禁止退官退職等に関する勅令)の規定による覚書該当者として指定を受けなかつたことを証する書類の寫

第四條第一項中「略歴」の下に「昭和二十二年勅令第一号(公職に関する就職禁止退官退職等に関する勅令)の規定による覚書該当者として指定を受けなかつたことを証する書類の寫」を加え「就任年月日を」の下に「別記様式第二号により」を加え、同條第二項中「常任監事」を「代表監事」に改め「及び氏名を」の下に「別記様式第三号により」を加え、同條第三項中「辞任の理由を」の下に「別記様式第四号により」を加える。
第五條中「その略歴を」の下に「別記様式第五号により」を加える。

第六條第一項中「書類を添えて」の下に「別記様式第六号」を加える。

第七條中「農業協同組合連合会は毎月農業協同組合は六月、九月、十二月及び三月の四回それ／＼」を削る。
第八條中「書面を知事」を「書面並びに議案を様式第七

号により知事」に改める。

第九條中「総会議事録謄本を添えて」の下に「別記様式第八号により」を加える。

第十條中「二週間以内に総会議事録抄本を添えて」を「二週間以内に別記様式第九号により」に改め、第二号を「業務報告書(事業報告書、財産目録、貸借対照表及び剰余金処分案又は損失金処理案)」に改め同條に次の一号を加える。
三、事業計画書

第十一條中「その内容を記載した書面を知事に提出」を「その内容を記載した書面及び理事会議事録抄本を添えて別記様式第十号により知事に報告」に改める。

第十二條中「書面を添えて」の下に「別記様式第十一号により」を加え同條第三号中「会計主任」の下に「解任」を加える。

第十三條中「その頭末を」の下に「別記様式第十二号により」を加える。

第十五條中「書類を添えて」の下に「別記様式第十三号

の」を加える。

第十六條を次のように改める。

第十六條 組合は法第六十五條第四項の規定により合併の認可を申請しようとするときは左に掲げる書類を添えて別記様式第十四号の申請書を知事に提出しなければならない。

一、農業協同組合の合併の場合

- (一) 合併の理由書
- (二) 合併の経過報告書
- (三) 合併の決議をした組合の議事録抄本
- (四) 合併する各組合の財産目録、貸借対照表
- (五) 合併契約書謄本(合併契約書以外に覚書等ある場合は覚書等寫)
- (六) 法第四十九條の手續を了したことを証する書面(但し非出資組合の合併の場合は除く)
- (七) 役員住所、氏名、略歴並びにその資格及び

昭和二十二年勅令第一号(公職に関する就職禁止退官退職等に関する勅令)の規定による覚書

等該当者として指定を受けなかつたことを証する書類の寫、但し役員を改選した場合に限る

を單位農業協同組合に通達した年月日
(九) 合併案を縣連合会が會員たる各組合に通知した年月日

- 一、農業協同組合連合会の合併の場合
- (一) 合併の理由書
- (二) 合併の経過報告書
- (三) 合併する各連合会の総会議事録謄本
- (四) 合併の予備契約書謄本(予備契約書以外に覚書等ある場合は覚書等寫)
- (五) 総会に附議した各連合会の財産目録、貸借対照表
- (六) 法第四十九條の手續を了したことを証する書面(但し非出資組合の合併の場合は除く)
- (七) 各連合会の合併総会に出席した組合の正副組員數、合併討議を行つた総会の出席者數投票數(別記様式第十五号第一表及び第二表)
- (八) 農林省通牒(昭和二十五年五月十八日附二五農局第一、〇七九号、農林省農政局長通牒「農業協同組合連合会の合併の手續について」)

- (一〇) 合併によつて縣連合会へ持越される各連合会の損失金又は剰余金額及び損失金の補填計画
- (一一) 合併連合会の縣農会に対する資金讓渡代金決済状況
- (一二) 役員総括表(別記様式第十六号)並びに役員略歴表(別記様式第十七号)及び昭和二十二年勅令第一号(公職に関する就職禁止退官退職等に関する勅令)の規定による覚書該当事として指定を受けなかつたことを証する書類の寫、但し役員を改選した場合に限る。
- (一三) 合併する各連合会の合併財務計画書(別記様式第十八号)
- (一四) 新連合会の事業目論見書

二、農業協同組合連合会の合併の場合

- (一) 合併の理由書
- (二) 合併の経過報告書
- (三) 合併する各連合会の総会議事録謄本
- (四) 合併の予備契約書謄本(予備契約書以外に覚書等ある場合は覚書等寫)
- (五) 総会に附議した各連合会の財産目録、貸借対照表
- (六) 法第四十九條の手續を了したことを証する書面(但し非出資組合の合併の場合は除く)
- (七) 各連合会の合併総会に出席した組合の正副組員數、合併討議を行つた総会の出席者數投票數(別記様式第十五号第一表及び第二表)
- (八) 農林省通牒(昭和二十五年五月十八日附二五農局第一、〇七九号、農林省農政局長通牒「農業協同組合連合会の合併の手續について」)

- (一五) 設立委員會議事録及び役員選任録の謄本
- (一六) 役員住所、氏名、略歴並びにその資格及び昭和二十二年勅令第一号(公職に関する就職禁止退官退職等に関する勅令)の規定による覚書該当事として指定を受けなかつたことを証する書類の寫

2 合併によつて存続する組合であつて定款変更の必要がある場合は第六條の規定による認可申請をしなければ

ならない。

第十七條を次のように改める。

設立委員は合併による組合の設立をしようとするときは左に掲げる書類を添えて法第六十五條第四項の規定により別記様式第十九号の申請書を知事に提出しなければならぬ。

- 一、農業協同組合の場合
- (一) 合併の理由書
- (二) 合併の経過報告書
- (三) 合併の決議をした組合の議事録抄本
- (四) 合併する各組合の財産目録、貸借対照表
- (五) 合併契約書謄本(合併契約書以外に覚書等ある場合は覚書等寫)
- (六) 法第四十九條の手續を了したことを証する書面(但し非出資組合の合併の場合は除く)
- (七) 合併に因り設立する組合の定款
- (八) 設立委員の住所、氏名、略歴及び正組組員であることを証する書面

- 二、農業協同組合連合会の場合
- (一) 合併の理由書
- (二) 合併の経過報告書
- (三) 合併する各連合会の総会議事録謄本
- (四) 合併の予備契約書謄本(予備契約書以外に覚書等ある場合は覚書等の寫)
- (五) 総会に附議した各連合会の財産目録、貸借対照表
- (六) 法第四十九條の手續を了したことを証する書面(但し非出資組合の合併の場合は除く)
- (七) 各連合会の合併総会に出席した組合の正組組員數、合併討議を行つた総会の出席者數、投票數(別記様式第十五号第一表及び第二表)

(八) 農林省通牒(昭和二十五年五月十八日附二五農局第一、〇七九号農林省農政局長通牒「農業協同組合連合会の合併の際の手続について」)を單位農業協同組合に通達した年月日

(九) 合併案を縣連合会が會員たる各組合に通知した年月日

(一〇) 合併によつて縣連合会へ持越される各連合会の損失金又は剰余金の額及び損失金の補填計画

(一一) 合併連合会の縣農業会に対する資産讓渡代金決済状況

(一二) 設立委員の選任方法及び設立委員會議事録

(一三) 新連合会の定款(役員選挙規定を含む)案但し知事の認可を得た連合会を合併する場合は、その連合会の定款(役員選挙規程を含む)を添付する外認可年月日を記載すること

(一四) 新連合会の事業計画(收支計画を含む)書

(一五) 役員総括表(別記様式第十六号)並びに役員略歴表(別記様式第十七号)及び昭和二十二年勅

令第一号(公職に関する就職禁止退官退職等に関する勅令)の規定による覺書該当事者として指定を受けなかつたことを証する書類の寫

(一六) 合併する各連合会の合併財産計画書(別記様式第十八号)

(一七) 新連合会の事業目論見書第十八條中「書類を添えて」の下に「別記様式第二十号により」を加える。

第十九條中「登記簿抄本を添えて」の下に「別記様式第二十一号により」を加える。

第十九條の次に次の一條を加える。
(災害状況報告)

第二十條 組合は天災地変、火災、盜難その他による事故のためその財産に損害を生じた場合は、遲滞なくその状況を別記様式第二十二号により知事に報告しなければならない。

附則
この規則は公布の日から施行する。

別記様式第一号

法施行規則第三條の規定による申請書
(創立總會終了後速かに)

農業協同組合設立認可申請書

今般農業協同組合法により何農業協同組合を設立したから認可を得たく農業協同組合法第五十九條の規定により別紙定款事業計画書及び關係書類を添えて申請する。

昭和 年 月 日

何農業協同組合
設立發起人代表
何郡何町村何番地

何 某 〇

鳥取縣知事 何 某 殿

添付書類

一、定 款 一通

一、事業計画書 一通

一、設立經過報告書 一通

一、設立準備會議事錄謄本 一通

一、創立總會議事錄謄本 一通

一、役員選挙錄謄本 一通

一、役員住所、氏名、正組合員であることの資格事項及び経歴の概要 一通

一、昭和二十二年勅令第一号(公職に関する就職禁止退官退職等に関する勅令)の規定による覺書該当事者として指定を受けなかつたことを証する書類の寫 一通

一、發起人名簿 一通

別記様式第二号

法施行規則第四條第一項の規定による報告書
(就任後速かに)

昭和 年 月 日

何那何町村何番地

何々農業協同組合

組合長理事 何 某 ㊦

鳥取縣知事 何 某 殿

役員・選任報告

本組合役員を左の通り選任したから農業協同組合法施行規則第四條第一項の規定により選任録謄本を添えて報告する。

役名	氏名	資格	住所	略歴	就任年月日	備考

及び昭和二十二年勅令第一号(公職に関する就職禁止退官退職等に関する勅令)の規定による覚書該当者として指定を受けなかつたことを証する書類

別記様式第三号

法施行規則第四條第二項の規定による報告書
(互選の日から二週間以内)

昭和 年 月 日

何那何町村何番地

何々農業協同組合

組合長理事 何 某 ㊦

鳥取縣知事 何 某 殿

常任役員選任報告

本組合理事会(監事会)に於て左の通り常任役員を定めたから農業協同組合法施行規則第四條第二項の規定により報告する。

職名	氏名	互選年月日	備考

別記様式第四号

法施行規則第四條第三項の規定による報告書
(辞任後遅滞なく)

昭和 年 月 日

何那何町村何番地

何々農業協同組合

組合長理事 何 某 ㊦

鳥取縣知事 何 某 殿

役員辞任報告

本組合役員が左の通り辞任したから農業協同組合法施行規則第四條第三項の規定により報告する。

職名	氏名	辞任年月日	備考

別記様式第五号

法施行規則第五條の規定による報告書
(選任解任後遅滞なく)

昭和 年 月 日

何那何町村何番地

何々農業協同組合

組合長理事 何 某 ㊦

鳥取縣知事 何 某 殿

参事(会計主任)の選任(解任)の報告

本組合理事会に於いて左の者を参事(会計主任)に選任(解任)したから農業協同組合法施行規則第五條の規定により理事会の議事録抄本を添えて報告する。

職名	氏名	住所	略歴	備考

00083

別記様式第六号

法施行規則第六條の規定による申請書

(総会終了後速かに)

定款変更認可申請書

本組合定款中別紙のように変更することを昭和 年 月 日通常(臨時)総会において決議したので農業協同組合法第四十四條の規定により認可を得たく関係書類を添えて申請する。

昭和 年 月 日

何那何町村何番地

何農業協同組合

組合長理事 何

某 ㊦

鳥取縣知事 何

某 殿

添付書類

- 一、定款変更理由書 一通
- 一、新旧條文を対照した書面 一通
- 一、総合議事録抄本 一通
- 一、出資一口の金額を減少する場合は前各号の書類の外左の書類を添付すること。
- 一、財産目録及び貸借対照表 一通
- 一、法第四十九條第二項の手續を了したことを証する書面 一通

別記様式第七号

法施行規則第八條の規定による報告書

(総会招集通知後遅滞なく)

昭和 年 月 日

何那何町村何番地

何農業協同組合

組合長理事 何

某 ㊦

鳥取縣知事 何

某 殿

農業協同組合総会招集報告

本組合第何回通常(臨時)総会を左記により招集したから農業協同組合法施行規則第八條の規定により報告する。

記

- 一、招集月日
 - 一、開催日時
 - 一、場所
 - 一、会議の附議事項並にその原案
- 1 何 ☆
- 2 何 ☆

00084

別記様式第八号

法施行規則第九條の規定による報告書

(総会終了後遅滞なく)

昭和 年 月 日

何那何町村何番地

何農業協同組合

組合長理事 何

某 ㊦

鳥取縣知事 何

某 殿

農業協同組合総会終了報告

本組合第何回通常(臨時)総会は昭和何年何月何日終了したから農業協同組合法施行規則第九條の規定により別紙の通り議事録謄本を添えて報告する。

別記様式第九号

法施行規則第十條の規定による報告書

(総会終了後二週間以内)

昭和 年 月 日

何那何町村何番地

何農業協同組合

組合長理事 何

某 ㊦

農業協同組合総会議決報告

本組合総会に於て別冊の通り業務報告書(事業計画書)の承認を得た(規約の設定、変更及び廃止した)から農業協同組合法施行規則第十條の規定により議事録抄本を添えて報告する。

別記様式第十号

法施行規則第十一條の規定による報告書
(締結後遅滞なく)

昭和 年 月 日

何那何町村何番地

何農業協同組合

組合長理事 何 某 團

鳥取縣知事 何 某 殿

團體協約締結報告

本組合理事会において別紙事項について団体協約を締結したから農業協同組合法施行規則第十一條の規定により報告する。

添付書類

- 一、團體協約寫 一通
- 一、理事会議事録抄本 一通

別記様式第十一号

法施行規則第十二條の規定による届書
(請求を受けたときから遅滞なく)

昭和 年 月 日

何那何町村何番地

何農業協同組合

組合長理事 何 某 團

鳥取縣知事 何 某 殿

農業協同組合法第三十五條の規定による総会招集(第四十條の規定による役員改選 第四十三條の規定による参事會計主任解任)請求受理届

本組合の組合員から別紙寫のように(何々)の請求があつたから農業協同組合法施行規則第十二條の規定によりこれに対する措置方針を添えて届出する。

添付書類

- 一、請求書の寫
- 一、請求に対する措置方針
- 一、請求現在における正組合員及び準組合員の総数及び同意者数を記載した書面
- 一、同意者名簿

別記様式第十二号

法施行規則第十三條の規定による報告書
(監査の日から二週間以内)

昭和 年 月 日

何那何町村何番地

何農業協同組合

代表監事 何 某 團

鳥取縣知事 何 某 殿

農業協同組合監査報告

本組合の業務運営、財産状態について昭和 年 月 日現在を以つて監査したところその状況別紙の通りであつたから農業協同組合法第四十一條の規定により監査録を添えて報告する。

別記様式第十三号

法施行規則第十五條の規定による申請書
(総会終了後速かに)

農業協同組合解散認可申請書

今般本組合解散の件昭和 年 月 日通常(臨時)

総会において決議致しましたから解散認可を得たく農業協同組合法第六十四條の規定により別紙関係書類を添えて申請する。

昭和 年 月 日

何那何町村何番地

何農業協同組合

組合長理事 何 某 團

鳥取縣知事 何 某 殿

添付書類

- 一、解散理由書 一通
- 一、総会議事録抄本 一通
- 一、最近の財産目録及び貸借対照表 各一通

別記様式第十四号
 法施行規則第十六條の規定による申請書
 (総会終了後速かに)

農業協同組合吸收合併認可申請書

今般本組合は何農業協同組合を合併致し度いので認可を得たく農業協同組合法第六十五條の規定により別冊關係書類を添えて申請する。

昭和 年 月 日

何郡何町村何番地

何農業協同組合

組合長理事 何 某 團

鳥取縣知事 何 某 殿

別記様式第十五号

第一表

縣計	郡計	郡名	合併可否結果	郡名	組合名	本人出席及委託席の別数	出席者数	出席者内本人出席数	出席者内委託席数	投票総数	投票者内合併可者と否との割合(白紙等)	合併可否結果	郡名	組合名	本人出席及委託席の別数	出席者数	出席者内本人出席数	出席者内委託席数	投票総数	投票者内合併可者と否との割合(白紙等)	合併可否結果		
																						縣計	郡計
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

第二表

縣計	郡名	合併可否結果	郡名	組合名	本人出席及委託席の別数	出席者数	出席者内本人出席数	出席者内委託席数	投票総数	投票者内合併可者と否との割合(白紙等)	合併可否結果	郡名	組合名	本人出席及委託席の別数	出席者数	出席者内本人出席数	出席者内委託席数	投票総数	投票者内合併可者と否との割合(白紙等)	合併可否結果		
																					縣計	郡計
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

別記様式第十六号

役員総括表 (邦文一通)

理事監事 の別	氏名	関係			その他
		農業 市町村農業会	との関係 縣農業会	全国農業会	

(注) 1、農業協同組合との関係は〇〇村農業協同組合長、〇〇縣〇〇農協連理事の如く、所属組合名を記す
ること。

2、その他は関係している公職或は所属している団体等を記入すること。

役員総括表 (英文四通)

Director auditor	Name	Nogyokai Period			Agri Coop Assn	Other
		U.T.V Nogyokai	Pref Nogyokai	National Nogyokai		

00090

別記様式第十七号

役員略歴表 (邦文一通)

監理事 氏名	年齢	最終學歷	經歷の概要	職業

別記様式第十八号

合併財務計画書

昭和 年 月 日現在

縣 農業協同組合連合会

記載注意事項

- 本表は合併準備契約書における基準日現在を以て、合併予定日までの見込数字を記入する。その眼目は合併せんとする連合会の基準日現在の財産状況、基準日より合併予定日までの財産異動状況及び合併予定日における新連合会への財産引継状態を見込を知ることである。
- 各表とも頭書の昭和 年 月 日現在は基準日の年月日を記入する。
- 第1表の増加見込額、減少見込額欄には基準日より合併予定日までにおける各科目の増加、減少見込額を記入する。
- 第1表の支払不要(利益)見込額欄には、支払不要により利益に振替えるべき金額を記入し、この金額は第2表の収入の部の利益見込額に記入する。
- 第1表の償却(損失)見込額欄には資産上の欠陥により損失に見込まれる金額を記入し(反対に利益の見込まれる場合には△(赤)を以てその金額を記入し)この金額は第2表の支出の部の損失見込額に(利益の場合には収入の部の利益見込額に)記入する。
- 第2表の増加見込額欄には、基準日より合併予定日までにおける収入、支出見込額を各科目につきそれぞれ記入する。
- 第2表の(A) (B) 及び(A1) (B1) はそれぞれ第1表の(A) (B) 及び(A1) (B1) に転記する。
- 第2表の基準日における収入、支出額欄には、基準日が年度末であるときは記入の要はない。基準日が年度中である場合のみ年度始より基準日までの収入、支出額を記入する。
- 第3表は第1表の支払不要(利益)見込額及び償却(損失)見込額欄の内訳明細である。科目名は第1表の場合と同様の科目名を用いること。
- 第8表の資産の部において利益の場合には償却額欄に△(赤)を以て記入し、下欄の利益小計欄にその合計額を記入する。
- 第4表及び第5表は合併予定日における利益又は損失見込額についての処分又は処理計画を記入する。
- 第1表、第2表とも科目名は各連合会において現在使用しているものを用いて差支えない。但し大勘定科目名には括弧を附すること。

第1表 合併貸借見込表

昭和 年 月 日現在(合併予定年月日 昭和 年 月 日)

資 産	本 及 び 負 債				資 産			
	本 勘定簿に 掲げる額	及 増加見 込額	び 減少見 込額	負 債 支払不要 (利益)額	資 産 勘定簿に 掲げる額	増 加 見 込 額	減 少 見 込 額	償 却 (損失)額
科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目
(資本勘定) 出資金				(固定資産勘定) 土地				
準備立金				建物				
特別積立金				機械器具				
(借入金勘定) 借入金				什器				
(購買事業勘定) 購買未払代金				備品				
購買前受金				(購買事業勘定) 購買未収代金				
()				購買前受金				
()				()				
(繰越利益金) 小計				(繰越損失金) 小計				
収入合計額 (A)				支出合計額 (A1)				
合計				合計				

26000

16000

00093

第2表 合併收支見込表

昭和 年 月 日現在 (合併予定年月日 昭和 年 月 日)

科目	收			入			支			出			
	基準日にあ ける収入額	増加見込額	第1表に ける利益見 込額	計	科目	基準日にあ ける支出額	増加見込額	第1表に ける損失見 込額	計	科目	基準日にあ ける収入額	増加見込額	第1表に ける利益見 込額
小計 (A)				B)	小計 (A1)				(B1)				
差引損失					差引利益								
合計					合計								

00094

第3表 償却及び支払不要見込内訳明細表

科目	債			資		
	支払不要額	理由	科目	償却額	理由	由
合計						

科目	債			資		
	損失小計	利益小計	合計	損失小計	利益小計	合計
合計						

00095

第4表 利益処分計画表

利益額	処	分	計	回	考
(1)繰越剰余金 (損失金)	方	法	金額	備	
Y	(1)準備金へ				
	(2)教育情報費				
	(3)特別積立金				
	(4)未○○○現引当				
	(5)出資配当				
	(6)事業配当				
	(7)				
	(8)				
	(9)小計				
	(10)新連合会引継				
(3)計					

第5表 損失処理計画

損失額	処	理	計	回	考
(1)繰越損失金 (利益金)	方	法	金額	備	
Y	(1)特別積立金より				
	(2)準備金より				
	(3)其他積立金より				
	(4)再評価差額より				
	(5)棚卸資産評価利益より				
	(6)出資金切捨				
	(7)				
	(8)				
	(9)小計				
	(10)新連合会引継				
(3)計					

00096

別記様式第十九号

法施行規則第十七條の規定による申請書
(総会終了後速かに)

農業協同組合新設合併認可申請書

今般何農業協同組合及び何農業協同組合は合併により
何農業協同組合を新設したので認可を得たく農業協同
組合法第六十五條の規定により別冊定款事業計画書及
び關係書類を添えて申請する。

昭和 年 月 日
設立委員
何那何町村何番地

何農業協同組合役員(理事)又は正(組合員)何 某 團

以下連記する。

鳥取縣知事 何 某 殿

別記様式第二十号

法施行規則第十八條の規定による報告書
(総会終了務速かに)

何那何町村何番地

清算人代表 何 某 團

鳥取縣知事 何 某 殿

農業協同組合清算終了報告

本組合清算終了し何月何日総会に於て別紙決算報告書
の承認を経たから農業協同組合法施行規則第十八條の
規定により報告する。

添付書類

一、清算報告書

一通

一、総会議事録謄本

一通

一、法第七十三條の手續(主として民法第七十九條
の手續)をつくしたことを証する書面

一通

一、登記簿抄本

一通

00097

別記様式第二十一号

法施行規則第十九條の規定による報告書
(登記完了の日から二週間以内)

昭和 年 月 日

何那何町村何番地

何農業協同組合

組合長理事 何 某 團

鳥取縣知事 何 某 殿

農業協同組合何々登記完了報告

本組合何々登記は何月何日終了したから農業協同組合
法施行規則第十九條の規定により登記申請書寫を添え
て報告する。

備考

別記様式第二十二号

法施行規則第二十條(災害の日より可及的速かに)

昭和 年 月 日

何那何町村何番地

何農業協同組合

組合長理事 何 某 團

鳥取縣知事 何 某 殿

農業協同組合災害状況報告

今般本組合の財産に損害を生じたので農業協同組合法
施行規則第二十條の規定により左記の通りこれを報告
する。

記

災害を受けた施設の所在地	災害の発生年月日	災害の発生原因	災害の金額	復旧に要する金額	災害の状況	備考
			円	円		
			円	円		
			円	円		

(註) (イ) 災害を受けた施設毎の内容が明確に把握し得るよう記載すること
 (ロ) 災害の種類は例をば帳簿価格と併記すること
 (ハ) 災害の種類は例をば帳簿価格と併記すること
 (ニ) 備考欄には例をば災害を受けた施設が数個ある場合に後旧の優先順位を記入する
 (ホ) 当該施設がより建設される場合債務償還計画を添付すること

00098

訓令

鳥取縣訓令甲第二号

庁 中 一 般
地 方 事 務 所 長

昭和十九年五月鳥取縣訓令甲第十六号鳥取縣地方事務所
長専決処分規程の一部を次のように改正する。

昭和二十六年一月三十日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴 木 武

第一條 経済課に関する事項中「一、町村農業会共済事
業ノ廃止ノ認可ニ関スルコト(農法規六)の次に次の
七号を加える。

一、農業共済組合ノ定款変更認可ニ関スルコト(農災
補法四三)

一、農業共済組合ノ業務又ハ財産ノ状況ニ関シ報告ヲ
徴スルコト(同七八)

一、農業共済組合ノ業務又ハ会計狀況ノ検査ニ関スル
コト(同七九)

鳥取縣訓令甲第三号

衛 生 部 長

各 保 健 所 長

衛 生 研 究 所 長

この規程は公布の日から施行し昭和二十五年十二月二十
五日から適用する。

附 則

ルコト(同二〇)

一、農業共済組合ノ事業報告書、財産目録、貸借対照
表等ニ関スルコト(農災補規八)

一、農業共済組合ノ理事、監事、清算人ノ異動ニ関ス
ルコト(同二〇)

一、農業共済組合ノ業務又ハ会計ノ違法ニ基ク措置ニ
関スルコト(同八〇二)

ト(同二〇八)

定める使用料手数料の額」の一部を次のように改め昭和二十六年二月一日から施行する。

昭和二十六年一月三十日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

鳥取縣保健所及び衛生研究所使用料手数料
條例に規定する知事の定める使用料手数料
の額の一部改正

「一」の「1」中「ダイヤジン錠」「チアゾール錠」を削る。

告示

鳥取縣告示第三十九号

昭和二十二年二月鳥取縣告示第五十八号鳥取縣會計規則第二條による麻の中昭和二十六年一月五日左記の通り廢止並びに指定した。

昭和二十六年一月三十日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

廢止 農事試驗場
指定 鳥取縣農業試驗場

鳥取縣告示第四十号

鳥取縣木炭共進會規程を次のように定める。

昭和二十六年一月三十日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

鳥取縣木炭共進會規程

第一條 木炭業の改良發達を図り販路の擴張に資するため鳥取縣木炭共進會(以下「共進會」という。)を設ける。

第二條 共進會は、鳥取縣主催のもとに昭和二十六年三月十三日より同年三月十五日まで鳥取市において開催し事務所を鳥取縣庁林務課内に置く。

第三條 共進會に次の役員を置く。

一 会長 一名 副会長 一名

第四條 会長は知事、副会長は農林部長をもつてこれに充てる。

会長は共進會の一切の事務を總理する。副会長は会長が事故があつたときこれを代理する。

第五條 共進會に次の職員を置く。

一、事務長一名 一、幹事若干名 一、書記若干名

第六條 事務長は、林務課長をもつてこれに充て、幹事及び書記は会長がこれを任命又は委嘱する。

事務長は会長の指揮を受けて事務を掌理する。

幹事及び書記は上司の指揮を受けて庶務に従事する。

第七條 共進會に出品する木炭は白炭及び黒炭の二種類に限る。

第八條 出品木炭は縣内において生産された木炭で日本農林規格によつて調製したものでなければならぬ。

但し官行炭を除く。

第九條 出品者又は第十九條の編後競技出場者は、別紙様式による申込書を關係地方事務所經由昭和二十六年

二月末日までに共進會事務所提出しなければならぬ。

第十條 出品木炭は、昭和二十六年三月七日より縣の指定する場所において受付を開始し同年三月十一日をもつて締切りする。

第十一條 出品數量の單位は一俵一点とし、炭種、樹種、形狀を異にするものは、一人三点まで出品することができる。

第十二條 出品木炭には、炭種、稱呼並びに出品者の住所氏名及び共進會出品木炭であることを明記した木札を俵小口に緊結しなければならない。

第十三條 出品木炭は、これを指定場所に搬入し係員に手渡しするまでは出品者の責任とする。但し共進會が受領後において不可抗力による損害についてはその責を負わぬ。

第十四條 出品木炭は共進會終了後一括共同販売を行い代金を支払うものとする。但し特別の事由あるものはこの限りでなす。

第十五條 出品木炭はすべて審査する。

第十六條 審査長及び審査委員は、会長これを任命又は委嘱する。

第十七條 出品木炭は、審査の結果次の四等級に分け入賞した者に対しては、共進会が賞状並びに賞品を授与する。

特等賞 一等賞 二等賞 三等賞

第十八條 製炭に關し功績顯著であると認められた者の表彰を行う。

第十九條 炭儀の品質改良、能率増進の目的をもつて昭和二十六年三月十四日編儀競技会を開催し、成績優秀な者に一等より五等まで賞状並びに賞品を授与し参加した者には参加賞を贈呈する。

第二十條 褒賞授与式は昭和二十六年三月十五日に行う。

第二十一條 出品者、編儀競技出場者は、出品木炭又は編儀競技の審査を辞退若しくは拒否し、再審査の結果について異議を申し立てることができない。

第二十二條 開場は午前九時とし閉場は午後四時とする。

但し都合により変更することができる。

第二十三條 前條の時間内は無料で一般の參觀に供する。但し都合により一般の入場を拒絶し又は場外へ退場させることができる。

附則

この規程は公布の日から施行する。

様式(一)

鳥取縣木炭共進会出品申込書

炭種	樹種	形状	一俵当		備考
			重量	数量	
炭			匁	俵	
炭			匁	俵	
炭			匁	俵	
計					

鳥取縣木炭共進会規程を承認し出品の申込をいたします。

年 月 日

出品者 住所 氏名

鳥取縣木炭共進会長西尾愛治殿

様式(二)

編儀競技会出場申込書

一、出場者の男女別 男 女

二、出場者の年齢 才

三、出場者の業態 自家用 販売用

四、年間生産量 枚

鳥取縣木炭共進会規程を承認し出場の申込をいたします。

年 月 日

出場者 住所

氏名

鳥取縣木炭共進会長西尾愛治殿

◆鳥取縣告示第四十一号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第六條及び第七條の規定に基く麦の反当共済金額並びに共済掛金率賦課金率を次のように定め昭和二十六年産麦からこれを適用する。但し市町村区分は昭和二十三年二

月鳥取縣告示第六十八号町村区分による。

昭和二十六年一月三十日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

一、反当共済金額共済掛金率及び賦課率

危険階級	共済金額	組合員の負担する掛金率	賦課率	
			縣農業共済組合連合会	町村農業共済組合要
縣下一円	二、四〇〇円	一、七五六	二二%	二九%
	二、〇〇〇円			
	一、二〇〇円			

◆鳥取縣告示第四十二号

労働組合法施行令(昭和二十四年六月政令第二百三十一号)第二十一條の規定により鳥取縣地方労働委員会委員を昭和二十六年一月二十四日次のように補充任命した。

昭和二十六年一月三十日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

区分 氏名 生年月日 住所 職 業
 使用者 岩垣新一郎 明治二十八年一月一日 鳥取市一ノ宮工業株式會社 取締役会長
 委員 岩垣新一郎 八年一月一日 東町七番地 取締役会長

○鳥取縣告示第四十四号

学校教育法第四條及び第八十三條により各種学校の設置を次のように認可した。
 昭和二十六年一月三十日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

名 称 所 在 地 設置者

アミヤ 岩美郡浦富町大字 浦富一五二六番地 沢田陽吉
 洋裁學院

岡田服装学園 鳥取市本町二丁目一三番地 岡田榮子
 梶村久子 同 川端三丁目四五番地 梶村久子
 洋裁研究所

認可年月日 昭和二十六年一月三十日

○鳥取縣告示第四十五号

学校教育法第四條及び第八十三條により東伯郡倉吉町大字

字廣瀬町一七三六番地ノ三F Rドレスマーカール女學院の設置者の変更を次のように認可した。
 昭和二十六年一月三十日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

新設置者 東伯郡倉吉町大字廣瀬町一七三六番地ノ三

熊谷 尊幸

旧設置者 同 所

熊谷 文子

認可年月日 昭和二十六年一月三十日

○鳥取縣告示第四十六号

昭和二十五年十二月鳥取縣告示第六百六号の小売販売業者乙(パン)登録者名簿、小売販売業者乙(めん)登録者名簿中次の者を削除した。
 昭和二十六年一月三十日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

鳥取市

小売販売業者乙(パン)登録削除名簿

登録番号

代表者氏名

名

称

営業所々在 地

削除事由

三一六

浦川 信義

風月堂

本町一丁目三九

登録辞退

三一七

浦川 信義

鳥專百貨店

東品治一一七

同

三一八

山本 勝弥

寺町中区四八

同

三一九

沢山 岩一

川端二丁目一三

同

三二〇

西川 ちよ

寺町二区四八

同

三二一

新 利夫

新町小売企業組合片原販売所

片原二丁目六一

同

三二二

竹内 亀雄

藪片原町四九

同

三二三

河上 藤枝

卯垣一五一ノ一

同

三二四

安田 初子

吉成市管住宅六七八

同

三二五

追 悟

江崎町三九

同

三二六

当麻 孝代

行徳七五ノ一

同

三二七

今井 初恵

吉成市管住宅

同

三二八

上田 泰

東町一七七ノ三

同

三五三

中谷 静子

西町二八八

同

三五四

岡本 克己

中町五ノ六

同

三五五	粟岡 芳子	立川三丁目一二九	同
三五六	進義 幸	丸山町一四八ノ一	同
八頭郡			
三六四	阿郷 政之	智頭町智頭一七〇五	同
三五九	大呂 甚衛	同 芦津四一四	同
東伯郡			
三七九	森本 義男	倉吉町河原町	同
三八八	小西 正一	赤碕町赤碕一一〇ノ四	同
三八九	石田 雅義	由良町大谷一四二七	同
日野郡			
四〇三	後藤 隆壽	根雨町根雨	同
米子市			
四一〇	高島 布昭	日之出町	同
四一一	松原 正昭	灘町一丁目	同
四一五	松田 貞雄	末廣町	同
四一七	増井 操	東倉吉町	同
四一八	小林 運次	茶町	同
	国鉄物資部後藤工場事務所		

鳥取市			
三一六	山本 勝弥	寺町中区四八	登録辞退
三一七	沢山 岩一	川端二丁目一三	同
三一八	西川 ちよ	寺町二区四八	同
三一九	新 利夫	片原町二丁目六一	同
三二〇	服部 久雄	湯所町一〇	同
三二一	迫 悟	江崎町三九	同
三二二	田中 りう	寺町一七ノ五	同
三二三	前田 利昭	吉成四九一	同
三二五	矢谷多美代	今町二丁目二五	同
三二六	今井 初恵	吉成六八七	同
三三三	森田 国道	藪片原町	同
三三四	綱尾 せき	賀露町一五一四	同
三三五	竹田 亀雄	藪片原四九	同
八頭郡			
三三八	大呂 甚衛	智頭町芦津四一四	同
三四六	西尾 直壽	河原町河原六二ノ二	同
	山形農業協同組合芦津販売所		
	河原小売企業組合		
	今町小売企業組合美保販売所		
	新町小売企業組合片原販売所		

東伯郡

三五四	天野 鉄市	八橋小売企業組合仲町販売所	八橋町八橋一七六一	同
三五五	林原 清	八橋小売企業組合	同 四五五	同
三五八	田中 政枝		倉吉町越中町一七四一	同

米子市

三七八	高島 布昭	国鉄物資部後藤工場事業部	日ノ出町	同
三八〇	杉原 松治		車尾	同
三八一	井筒 福代		同	同
三八四	永見 節子	米子鉄道物資部野菜部	朝日町	同
三八五	安達喜代男		米子駅構内	同
三八七	松原 正行		灘町一丁目	同
三八八	実重ヤス子		茶町	同
三八九	今津 道春		権町二丁目	同
三九〇	田中吉次郎		灘町二丁目	同
三九一	山本理三郎		立町四丁目	同
三九二	三代 榮一		祇園町一丁目	同
三九三	亀尾 きく		東町	同
三九五	市川 正夫		角盤町一丁目	同

雑報

鳥取食糧事務所出張所の位置及び名称の変更
鳥取食糧事務所出張所の位置及び名称をそれぞれ次のように変更した。

記

一、鳥取支所津ノ井出張所

移転位置 岩美郡面影村大字雲山三九番地ノ一

改名称 鳥取支所 面影出張所

(昭和二十六年一月十五日附)

二、米子支所余子出張所

移転位置 西伯郡境町榮町一三番地

改名称 米子支所 境出張所

(昭和二十五年十二月二十八日附)

三九六	福田 房子	尾高町	同
三九七	齊藤 鉄夫	博労町	同
三九八	矢島 よし	花園町	同
三九九	増井 操	東倉吉町	同
四〇〇	浜口 福子	錦町二丁目	同